

町税等の滞納に対する特別措置の見直しについて

1 条例の目的の維持

条例制定から 19 年が経過し、当初の課題であった税の徴収強化と収納率の向上は、一定の成果を上げている。しかし、条例の目的である「納税を促進するための特別措置を講ずることにより、町税等の徴収に対する町民の信頼を確保する」ことは、現在も変わらぬ町の方針である。サービスを受ける権利と納税の義務のバランスを重視し、今後も、誠実な納税者との公平性の確保につなげていく。

2 制限の対象とする行政サービスの再整理

① 視点

- サービス制限対象事業の定義と分類の再精査
- 滞納者と特別滞納者に対する制限措置区分の再精査

② 解決策

全庁統一の基準により、制限の対象とする行政サービスメニューを再整理する。また、より福祉的視点での配慮を要する行政サービスメニューについては、特定滞納者に限定した対応とすることで整理する。

3 制度の運用手法

① 住民に対する権利の制限

行政サービスメニューは、時代の変化により、条例制定時と比較して増加している。サービス項目の内容は、生活の質の向上に繋がる優遇的要素が強いものから、住民生活の維持に繋がる健康や福祉に関するものまで多岐にわたる。これらの住民サービスを受ける権利を、滞納条件によって特別措置を講ずるにあたっては、従来どおり、条例改正について議会提案をし、議会の議決をもって決定するものとする。

② 庁内での共通理解の徹底

新規事業等は、制度設計の段階から、サービス制限の対象とするかの精査を図り、基本的には年度当初から開始するとともに、年度途中における新規事業等の開始についても、遅滞なく住民サービスが享受できる体制となるよう取り進める。

4 住民への周知

特別措置を講じる行政サービスについて、ホームページ等で、住民に分かりやすく公表するとともに、行政サービスの申請を受ける際、対象者に対し制度の目的及び内容についての周知を行う。

5 スケジュール

- | | |
|----------------|-----------------------------|
| 令和 8 年 1 月 | 対象とする行政サービスの再整理・特定滞納者の区分の整理 |
| 令和 8 年 1 ~ 2 月 | まちづくり意見募集（パブリックコメント） |
| 令和 8 年 3 月 | 条例改正提案 |